

## 扶養の認定に必要な書類

区分			添付書類		
			(非)課税証明書 (または在学証明)	戸籍謄本・抄本 または住民票 記載事項証明書 (世帯全員)	被扶養者現況届
同居して いなくても よい人	父母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	配偶者		○	○	○
	子	18歳以上 (高校生除く)	○	○	○
		18歳未満 (高校生以下)	—	○	—
	弟妹・孫	18歳以上 (高校生除く)	○	○	○
		18歳未満 (高校生以下)	—	○	○
兄弟		○	○	○	
同居して いなければ ならない人	義父母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	甥・姪	18歳以上 (高校生除く)	○	○	○
		18歳未満 (高校生以下)	—	○	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○

※結婚、出産、死亡等で被扶養者の増減があった場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」を健保組合へ提出することになっています。この場合、続柄と生計維持関係を公的証明書等で確認することになります。手続きをする前に、健保組合にご相談ください。

※認定対象者が同居ではない場合は、被保険者からの送金事実と仕送り額が確認できる書類（預金通帳等の写し・現金書留の控え）の添付が必要です。申し立てのみでは認められません。

## 被扶養者が自営業の場合の認定について

健康保険において被扶養者は「主として被保険者により生計をするもの」とされています。しかし、自営業者（個人事業主）の方については、事業の売上や必要経費、営業状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負う事で、自ら生計を維持することを選択した方となりますので、被扶養者として認められる年間収入が130万円（60歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する場合は180万円）以内の要件を満たしている場合でも、原則としてご自身で国民健康保険に加入していただく事になります。ただし、被保険者が主たる生計維持者として判断する場合に限り、下記の認定要件に基づき扶養認定の可否を審査します。

自営業者の収入については、市区町村で交付した課税証明書では判断ができないため、直近の確定申告書及び収支内訳書の写しを提出していただきます。また、住居と事業所が同一の場合など事業内容により直接的経費を算出するための質問票を提出していただくこともあります。

### 【収入の算定方法】

被扶養者認定において、収入総額から差し引く必要経費は、所得税法上で認められている必要経費とは異なり、それなしでは事業が成り立たない経費（直接的必要経費）に限られます。確定申告における所得金額がそのまま収入とみなされるわけではありません。

原則として、収入及び経費ともに、被扶養者届出以降も継続的に発生すると見込まれるものについて算定します。

なお、下表に記載されていない経費については、事業内容等により判断します。

### 【直接的必要経費】

- 控除の可否
- ・○は、直接的経費として認められる経費
  - ・△は、条件を満たした場合に、直接的必要経費として認められる経費
  - ・×は、直接的必要経費として認められない経費

科目（所得税法）	控除可否	備考
売上（仕入）原価	○	
租 税 公 課	×	
荷 造 運 賃	△	事業内容により判断します。

水道光熱費	△	住居と事業所が同一の場合、事業使用割合が明確に確認できた場合は経費として認めます。
旅費交通費	×	
通信費	×	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
消耗品費	×	
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
給料賃金	×	常時、従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合、社会通念上、届出家族は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にありながら、自らが被扶養者として援助を受けることが妥当であるとは判断致しかねることから認定の対象とはなりません。
外注工賃	△	外注工賃が給料賃金に相当する内容であれば認定の対象とはなりません。（例：従業員を直接雇用せず、派遣委託費用を外注工賃として計上する場合）
利子割引料	×	
地代家賃	△	水道光熱費と同様の取扱いとします。
貸倒金	×	
雑費	×	

※申請時の収入減がその年の一時的な理由によるもので、翌年以降も収入減が継続することの根拠がないと判断される場合は、引続き事業主として自らの収入により生計維持されるものとして認定対象になりません。

## 夫婦共働きの場合の扶養家族の認定について

扶養家族を被扶養者として届け出る時に、被保険者と他の健康保険に被保険者として加入しているその配偶者共に収入がある場合、原則として年間収入が多い方が加入する健康保険へ届出ます。

夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、主として生計を維持する被保険者の加入する健康保険に届出をすることになります。